

■民法（親子法制）等の改正に関する中間試案に関する意見

- ①「第1 懲戒権に関する規定等の見直し」については、【乙案】は「指示及び指導」の解釈運用に幅がありすぎるため不適當である。子どもを虐待等の権利侵害から護るためにも【丙案】が適當である。

- ②「2 監護及び教育に関する一般的な規律の見直し」中の「② 親権を行う者は、①の監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」に加え、子の権利を擁護することも明記すべきである。「子どもの人権を守る」のは、一人の人格をもつ子どもを尊重し、差別・貧困・虐待の権利侵害から護ることを意味する。